

団体長期障害所得補償保険

ドクター収入サポート

病気やケガで就業障害となった際の

「所得の減少を最長70歳まで長期補償」する

画期的な保険です！

団体割引

30%

団体で加入する
のでお得です



団体所得補償保険

との組合せがおすすめです



(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が
努力義務となりました。

おすすめプラン！

支払対象
外期間

180日プラン

を新設しました！

団体所得補償保険で新規ご加入件数No.1の
「支払対象外期間0日プラン」とのリレープランです！
万が一の際の長期療養に合理的に備えることが可能
です！

所得人気
プランと
マッチ！

LINEでお申し込みいただけます！

QRコードを
読み取って
アクセス



申込書等へのご記入は
一切不要で、簡単に
申し込みが完結します。

(医歯協ホームページへのWEB会員ログインが必要です。)
ご加入いただけるプランなどの詳細はパンフレット
6ページか、医歯協ホームページをご確認ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

保険期間

2025年3月1日 午後4時 から2026年3月1日 午後4時 まで

募集締切日

毎月25日

中途加入
保険開始日

25日までの受付分は、
お申込み月の翌月1日午前0時

中途加入保険料
初回引落日

保険始期日の
属する月の末日

中途加入は毎月受付けております。

もし、病気やケガで長い間働けなくなったら…



長期入院

長期入院により
収入が途絶えて
しまった



脳こうそくで後遺症が

脳こうそくで
後遺症が
残ってしまった



緑内障が進行して

緑内障が進行して
診療ができなくなって
しまった



ケガの後遺症で

ケガの後遺症で外科医と
しての仕事ができず
収入が減ってしまった



収入が減って

定期的に通院が必要なため、
勤務先を1つ減らし
収入が減ってしまった

入院費用は医療保険でまかなえても日々の支出はカバーできません



医療保険で **カバーできない**

家族の生活費
教育費
診療所運営費
家賃
各種ローン

医療保険でカバー

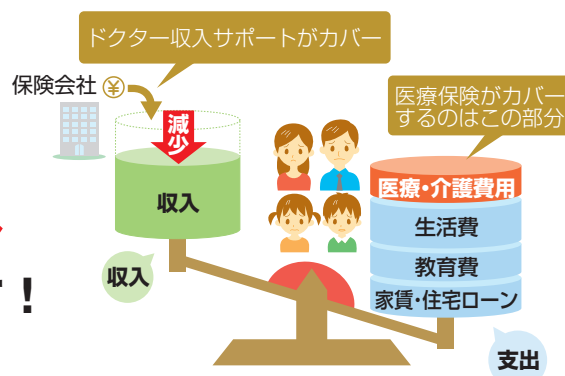
医療費用

リスク 原因	収入の減少／途絶				追加費用の発生					
	死 亡		就業不能		入 院		手 術		通 院	
	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ
各種保険										
生命保険／年金型保険	●	●	補償の抜け							
医療保険・入院特約	▲※	▲※			●	●	●	●	▲※	▲※

※上表は、各保険の補償内容を簡単に示したものです。
商品やセットする特約等により、それぞれ補償内容は
異なりますので、ご注意ください。

それでは、働けないときに収入が減って
しまったらどうすればいいの？

そんなとき… **ドクター収入サポート**
が補償します！



例えば

月収100万円で35歳から70歳まで働かれた場合、35年間でおよそ

4億2,000万円の収入となります。

先生の万が一を、ドクター収入サポートが支えます

ドクター収入サポートはこれから得られる生涯収入に、保険をかける新発想。
生命保険とも医療保険とも異なる、新しい補償です。

最長70歳までずっと先生の所得を補償します！

就業障害
発生 ▶▶▶

支払対象外期間

支払対象外期間終了時から最長70歳まで
月額10万円～100万円を補償

ご注意

一定の支払対象外期間があります。支払対象外期間中には、身体障害により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことが、「ドクター収入サポート」のお支払条件です。したがって、この期間に一部でも復職した場合には、支払対象外期間経過後についても保険金を一切お支払いできません。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ドクター収入サポートの特長

団体割引
30%

ポイント
1

復職後の減収もカバー

支払対象外期間を超過し、対象期間開始後に仕事に復帰した後も十分に働けない場合、健康時の収入の80%以上に回復するまで、所得の喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

ポイント
2

最長70歳まで補償が続きます

ポイント
3

入院はもちろん自宅療養も補償

入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業障害も補償します。

精神障害
拡張補償
特約

通常は対象外となる「うつ病」「血管性認知症」等の精神疾患による就業不能にも保険金をお支払いします。
(ただし、2年間限度)

天災特約

通常は、対象外としている地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業障害を補償します。

医療従事者
等特約

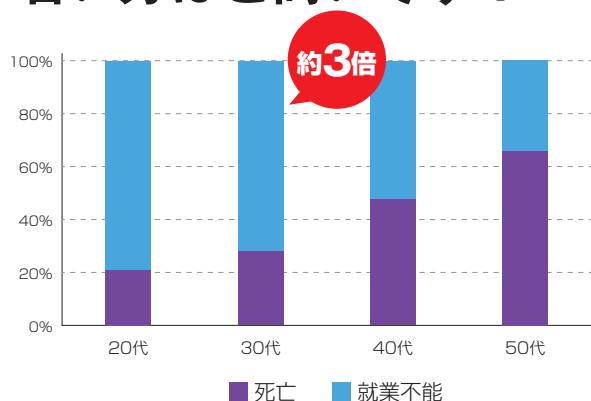
業務上の事故でHIVに感染したことによる就業障害についても保険金をお支払いします。

世界中
24時間

業務中の事故だけでなく、業務外のスポーツやレジャーなどの事故によるケガや病気による就業障害も補償の対象となります。

ドクター収入サポートって…本当に必要なの？

死亡するリスクと比べ、働けないリスクは若い方ほど高いです！



皆さまのご尽力により死亡率は年々低下傾向にある一方、「働けない」リスクは増加しています。

死亡者数と就業不能者数を比較すると、30代では**約3倍**も就業不能のリスクが高いことがわかります。

出典：厚生労働省「令和元年人口動態統計」、全国健康保険協会「令和元年現金給付受給者状況調査」

入院日数の短期化が進む一方で、働けない期間は長期間にわたります。

	平均入院期間	平均支給期間
全体	29日	165日
悪性新生物	17日	194日
心疾患	19日	133日
脳血管疾患	78日	217日

出典
厚生労働省「平成29年患者調査」
全国健康保険協会「令和元年現金給付受給者状況調査」

人生100年時代において、「働けないリスク」が家計および診療所運営にあたえる影響は大きいのではないのでしょうか？

30代で死亡時の生命保険に加入している割合は約7割※

生命保険には加入していても所得補償保険の必要性に気づいていますか？

先生は、ご自身と家族、医業のために、働けないリスクへの備えは十分ですか？

※出典：生命保険文化センター「生活保障に関する調査」2019

実際に損保ジャパンでお支払している高額事例

✓ 高額お支払い事例

No.	医師、歯科医師	罹患された時期	疾病名	罹患時年齢 (歳)	ご加入の保険金額 (月額)	支払い月数 (概算)	累計支払額 (万円)	完了、継続中
1	A 歯科医師	2011年	大腸がん	58歳	100万円	69ヶ月分	6,914万円	継続中
2	B 歯科医師	2014年	脳梗塞	58歳	100万円	65ヶ月分	6,454万円	継続中
3	C 歯科医師	2014年	肝障害	55歳	100万円	55ヶ月分	5,528万円	継続中
4	D 医師	2013年	両側肘部管症候群	55歳	60万円	72ヶ月分	4,310万円	継続中
5	E 医師	2016年	くも膜下出血	64歳	100万円	39ヶ月分	3,925万円	継続中
6	F 医師	2016年	網膜色素変性症	58歳	100万円	33ヶ月分	3,334万円	継続中
7	G 医師	2012年	脳梗塞	59歳	30万円	89ヶ月分	2,658万円	継続中
8	H 歯科医師	2015年	うつ病	53歳	100万円	24ヶ月分	2,413万円	完了
9	I 歯科医師	2010年	関節リウマチ、パーキンソン病	57歳	30万円	76ヶ月分	2,286万円	継続中
10	J 歯科医師	2014年	脳内出血	63歳	50万円	45ヶ月分	2,243万円	完了

損保ジャパン調べ 2020年10月

約3人に2人は5口以上にご加入されています！

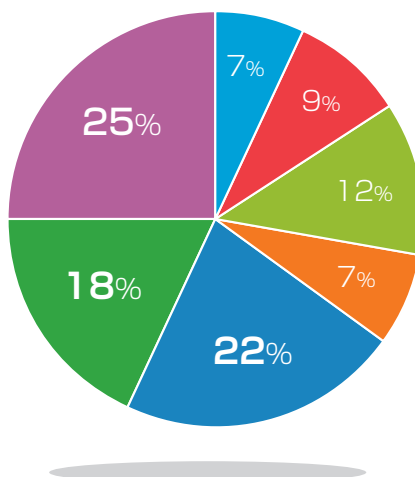
『ドクター収入サポート』では4人に1人が10口ご加入いただいております、
ついで5口のご加入が多く、**3人に2人の先生が5口以上**ご加入いただいております。

上記高額事例も踏まえて口数をご検討ください。

※保険金額の設定につきましては、P16をご参照ください。

ご加入口数

- 1口
- 2口
- 3口
- 4口
- 5口
- 6～9口
- 10口



ドクター収入サポートご加入者データより
2021年10月

補償内容と保険料

セレクト1

所得補償保険に

セレクト2

ご加入されている所得補償保険の補償期間

決定!

あなたにおすすめのプランです!

セレクトスタート

加入していない

支払対象外期間
30日間
Jプラン

加入している

6か月

おすすめ!

Yプラン

1年

Hプラン

1 セレクト1 で 加入していない に該当する方

おすすめプラン: Jプラン



- ☑ 長期間働けなくなった場合に、最長満70歳まで安定した収入補償を受けられます。
- ☑ 「復職はできたがまだ十分働けない」そんな場合の減収もカバーします。

就業障害発生

支払対象外期間
30日

ドクター収入サポート 〈Jプラン〉

最長70歳まで、安定した収入補償を受けられます。

対象期間 最長満70歳まで

2 セレクト1 で 加入している に該当する方

おすすめプラン: Yプラン (現在加入している所得補償保険の対象期間が6ヵ月の場合)

Hプラン (現在加入している所得補償保険の対象期間が1年の場合)



- ☑ 現在ご加入中の所得補償保険の補償期間を超えてしまっても、ドクター収入サポートが引き継いで最長満70歳まで補償します。
- ☑ 長期間働けなくなった場合にも備えたい方におすすめです。

就業障害発生

支払対象外期間

現在加入している
所得補償保険が補償

ドクター収入サポート 〈Y・Hプラン〉

最長70歳まで、安定した収入補償を受けられます。

対象期間: 6ヵ月(1年間)

対象期間 最長満70歳まで

(注)対象期間6ヵ月の場合、支払対象外期間は0日です。

月額保険金10万円(1口)あたりの月払保険料 ご加入上限10口

対象期間	新規ご加入 NO.1					
年齢区分	<Jプラン>		最長70歳までの補償* おすすめ! <Yプラン> 所得補償保険の対象期間 6か月タイプの方向け		<Hプラン>	
	支払対象外期間 30日間		支払対象外期間 180日間		支払対象外期間 369日間	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
満25～29歳	2,164円	1,799円	1,093円	970円	1,043円	931円
満30～34歳	2,536円	2,476円	1,182円	1,255円	1,130円	1,205円
満35～39歳	3,146円	3,552円	1,428円	1,779円	1,375円	1,728円
満40～44歳	4,283円	5,256円	2,103円	2,852円	2,028円	2,750円
満45～49歳	5,989円	7,270円	3,127円	4,184円	3,001円	4,031円
満50～54歳	7,401円	8,452円	4,778円	5,935円	4,552円	5,692円
満55～59歳	8,951円	9,183円	6,547円	7,175円	6,162円	6,772円
満60～64歳	9,646円	8,806円	7,354円	6,987円	6,729円	6,384円
満65～69歳	6,951円	5,850円	5,721円	4,880円	5,606円	4,785円

●保険期間1年 ●団体割引30%適用 ●精神障害拡張補償特約(対象期間:2年) ●医療従事者等特約 ●天災危険補償特約 ●物価調整あり
 ※年齢区分満65から69歳までは対象期間3年となります。
 ※満25歳未満の保険料は取扱代理店までお問い合わせください。



申し込みたいけど、申込書に記入して、
投函するのは面倒だな、、、

ご安心ください！ 医歯協ホームページからLINEまたはWEB上でお申込みが完結します！

LINE または **WEB** でのお手続きを希望される方はこちら！

<https://www.ishikyo.or.jp/ourservice/insurance/ins-shotoku-drshunyu/>
 上記からホームページに入り、WEB会員ログイン後、【WEB加入申込】または
 【LINE申込】をクリックしてください。



- ・保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・増額や支払対象外期間を短縮するプランに変更する場合は、再度告知書の提出が必要となります。
- ・この保険の保険期間は毎年3月1日午後4時から1年間です。加入者さまよりお申し出がない場合は満69歳まで自動継続加入扱いとなります。自動継続加入扱いの場合には毎年3月1日現在の満年齢により保険料を再計算します。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2024年11月現在)
- ・ご加入可能な年齢: 満69歳以下の方(保険始期日時点の満年齢)
- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

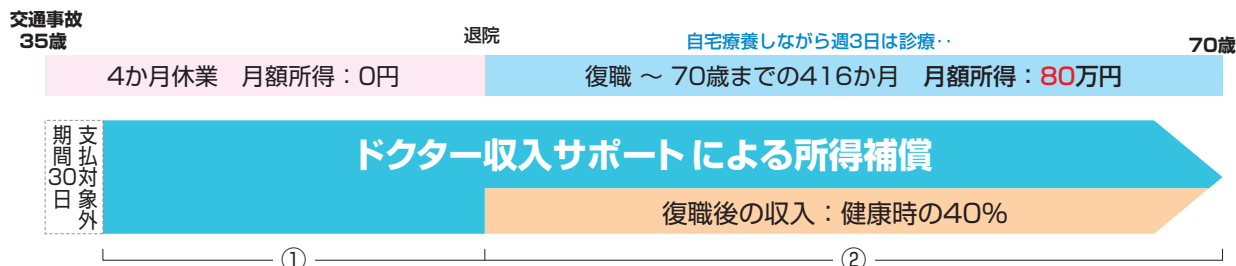
保険金お支払例 (ご加入内容Jタイプ10口)

毎月の所得200万円・保険金額月額100万円・支払対象外期間30日・対象期間70歳まで

CASE 1

一部復職の場合

交通事故に遭い4か月入院、その後リハビリが必要なため、週3日勤務に…



保険金

①交通事故～退院

月額保険金額100万円×(4か月－支払対象外期間30日)＝**300万円**

②退院後～70歳

月額保険金額100万円×60%(所得喪失率)×416か月(70歳までの期間)
＝**2億4,960万円***

合計

2億5,260万円

※復職後の保険金(月額)計算方法：ご加入保険金額×所得喪失率 所得喪失率： $\frac{\text{就業障害発生前の所得額} - \text{復職後の所得額}}{\text{就業障害発生前の所得額}}$

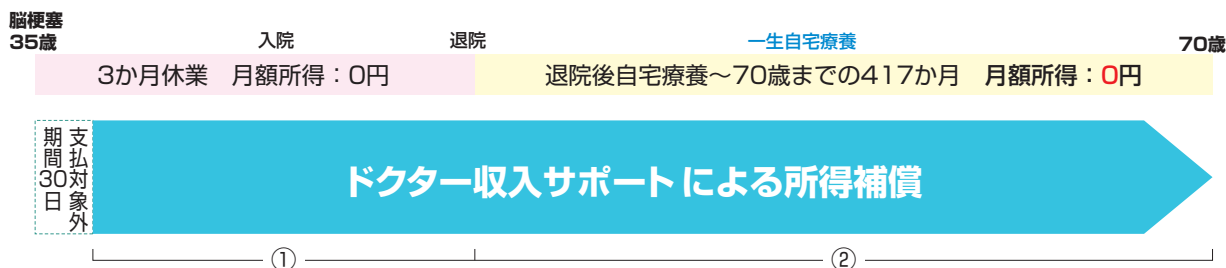


☒ 一部復職した場合でも、収入が健康時の80%以上に回復するまで(所得喪失率が20%を下回るまで)は、保険金が支払われます。

CASE 2

ずっと自宅療養となられた場合

脳梗塞で3か月入院、その後全く働けない状態に…



保険金

①脳梗塞発症～退院

月額保険金額100万円×(3か月－支払対象外期間30日)＝**200万円**

②退院後～70歳

月額保険金額100万円×100%(所得喪失率)×417か月(70歳までの期間)
＝**4億1,700万円***

合計

4億1,900万円

☒ 医師の指示による自宅療養の場合でも、働けない状態(就業障害)に該当しますので、保険金が支払われます。



ご注意

一定の支払対象外期間があります。支払対象外期間中には、身体障害により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことが、「ドクター収入サポート」のお支払条件です。したがって、この期間に一部でも復職した場合には、支払対象外期間経過後についても保険金を一切お支払いできません。

告知の大切さについてのご説明

●告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

実際に保険金をお支払いしている事例

① 完全休業した場合

くも膜下出血

- 被保険者: 44歳女性
- 経過
発病後現在まで完全休業(退職済)

頸髄症

- 被保険者: 47歳男性
- 経過
発病後9か月間完全休業した後、制限付で復職し、現在に至る。(所得喪失率20%超)

頭蓋骨陥没骨折

- 被保険者: 40歳男性
- 経過
旅行中に高所より転落し、受傷。
完全休業中。

完全休業→復職

② 減収した場合

※復職後の所得が減少した場合には、所得の喪失率を確認します。
詳しくは15ページをご参照ください。

直腸癌

- 被保険者: 58歳男性
- 就業状態
復職するも長期間の立位が困難であり一部復職状態
- 支払期間: 52か月
- 支払保険金: 34,896,594円

肝硬変・肝移植後状態

- 被保険者: 52歳男性
- 就業状態
復職するも免疫抑制療法を継続中であり一部復職状態
- 支払期間: 19か月
- 支払保険金: 21,580,413円

関節リウマチ

- 被保険者: 57歳男性
- 就業状態
多剤耐性の関節リウマチにより活動性が低下し継続療養中
- 支払期間: 42か月
- 支払保険金: 13,220,237円

保険をご利用いただいた方から感謝のお手紙(抜粋)

43歳男性

1. 頸椎化膿性脊椎炎
2. 発病後休業を経て退職 現在も休業のままりハビリを継続中
3. 「まさか自分が半身不随になるとは思っておらず、半身不随と知った時は、家族や仕事のことを考えると絶望感に苛まれました。
「団体長期障害所得補償保険」に加入していて、本当に有難かったです。
身体状況から、勤務先は退職せざるを得ませんでしたが、退職後もカバーしてくれるため、精神的に安定してリハビリに励むことができます。」

※損保ジャパンでの支払例

リレープランのご案内

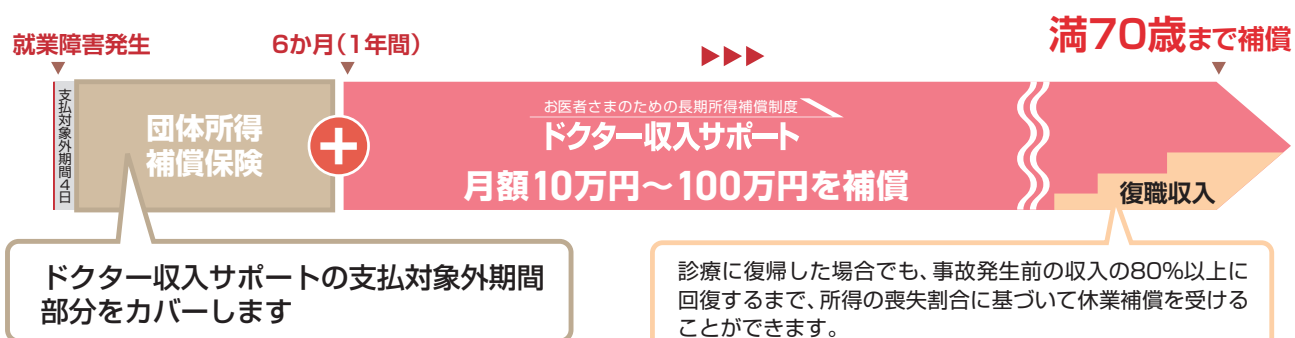
セレクト1 で 加入していない に該当する方で

短期間と長期間のどちらの就業不能(就業障害)にも備えたい方

医歯協の団体所得補償保険(※)とドクター収入サポートを組み合わせることで、働けなくなってから最長満70歳まで安定した収入補償を受けられます。

※医歯協の団体所得補償保険はこのパンフレットでご案内のドクター収入サポートとは別商品です。
団体所得補償保険をご検討の方は東京医師歯科医師協同組合損保事業部までお問い合わせください。

医歯協の団体所得補償保険



団体所得補償保険の特長

支払対象外期間0日プラン

病気やケガによる入院、医師の指示による自宅療養1日目から補償！
対象期間を6か月に絞ることで、お手頃な保険料を実現しています。

基本プラン

病気やケガによる入院は初日から補償、入院以外は支払対象外期間4日間のプランです。



団体所得補償保険の資料請求はこちら

<https://form.ishikyo.or.jp/public/application/add/36>



LINEで簡単にお申し込みいただけます！

<https://www.ishikyo.or.jp/our-service/insurance/ins-shotoku-dantai/>
(WEB会員ログインが必要です。)



P10,11記載以外のリレープランもありますので、お気軽に東京医師歯科医師協同組合損保事業部までお問い合わせください。

ご加入パターン ①

団体所得補償保険(支払対象外期間0日プラン) + ドクター収入サポート



- ☑ 長期間働けなくなった場合、最長満70歳まで安定して収入補償を受けられます。
- ☑ 復職までの期間中の生活費等の日々の支出にしっかり備えたい方におすすめです。
- ☑ 42歳男性の場合、月額保険料3,593円で、万が一の際は支払対象外期間なしで月額保険金10万円を最長満70歳まで受け取れます。



【加入保険料例】

**男性42歳
1口加入**

団体所得補償保険 (M160型) (40歳～44歳)	+	ドクター収入サポート (Yプラン) (40歳～44歳・男性)
月額保険料 1,490円		月額保険料 2,103円
合計月額保険料 3,593円		

**女性40歳
1口加入**

団体所得補償保険 (M160型) (40歳～44歳)	+	ドクター収入サポート (Yプラン) (40歳～44歳・女性)
月額保険料 1,490円		月額保険料 2,852円
合計月額保険料 4,342円		

団体所得補償保険(支払対象外期間0日プラン M160型)

- 保険期間1年 ●対象期間6か月 支払対象外期間0日
- 団体割引30%適用 ●職種級別1級(医師・歯科医師・薬剤師・事務職など) ●天災危険補償特約 ●精神障害拡張補償特約

ドクター収入サポート(Yプラン)

- 保険期間1年 ●団体割引30%適用 ●支払対象外期間180日間 ●精神障害拡張補償特約(対象期間:2年) ●医療従事者等特約 ●天災危険補償特約 ●物価調整あり
- ※年齢区分満65から69歳までは対象期間3年となります。
- ※満25歳未満の保険料は取扱代理店までお問い合わせください。

ご加入パターン ②

団体所得補償保険(基本プラン) + ドクター収入サポート



- ☑ 長期間働けなくなった場合、最長満70歳まで安定して収入補償を受けられます。
- ☑ 復職までの期間中の生活費等の日々の支出にしっかり備えたい方におすすめです。



【加入保険料例】

男性42歳
1口加入

団体所得補償保険
(基本プラン M114型)
(40歳～44歳)

月額保険料 1,880円

+

ドクター収入サポート
(Hプラン)
(40歳～44歳・男性)

月額保険料 2,028円

合計月額保険料 3,908円

女性40歳
1口加入

団体所得補償保険
(基本プラン M114型)
(40歳～44歳)

月額保険料 1,880円

+

ドクター収入サポート
(Hプラン)
(40歳～44歳・女性)

月額保険料 2,750円

合計月額保険料 4,630円

団体所得補償保険(基本プラン M114型)

- 保険期間1年 ●対象期間1年 ●支払対象外期間4日
- 団体割引30%適用 ●職種級別1級(医師・歯科医師・薬剤師・事務職など) ●天災危険補償特約、入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)セット ●精神障害拡張補償特約

ドクター収入サポート(Hプラン)

- 保険期間1年 ●団体割引30%適用 ●支払対象外期間369日間 ●精神障害拡張補償特約(対象期間:2年) ●医療従事者等特約 ●天災危険補償特約 ●物価調整あり
- ※年齢区分満65から69歳までは対象期間3年となります。
- ※満25歳未満の保険料は取扱代理店までお問い合わせください。

先生方より多く寄せられるご質問にお答えします!

Q 就業障害とはどんな状態ですか?

- A**
1. 支払対象外期間中(プランにより30～737日間)
被保険者さまの経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態。
例えば、講演会で講師をする、など医師・歯科医師以外のお仕事をされると一部復職となり、その就業障害については補償の対象外となってしまいます。
 2. 支払対象外期間経過後
医師・歯科医師としての業務に全く従事できないか、一部復職するも20%以上の減収である状態。
後遺症等で医師・歯科医師以外の業務に従事し、その結果20%以上の減収になった場合は減収分を補償します。

Q 就業障害が発生した場合にはどうすればいいのでしょうか?

A 就業障害が開始した場合は、ただちに損保ジャパンまたは事故サポートセンターまでご連絡ください。
<ご対応窓口>

事故サポートセンター 0120-727-110

【受付時間】24時間365日

ご請求に必要な書類

保険金請求事故(病気やケガによる就業障害)が発生した場合には速やかに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
保険金請求時には以下の書類のご提出をお願いします。

①保険金請求書 ②同意書 ③医師の診断書 ④過去1年間に付き被保険者の所得を客観的に証明するもの(確定申告書の写しなど公的な書類)

※④については損保ジャパンの個別判断によりご提出不要とさせていただきます。

◆就業障害期間が1か月以上継続するときは、被保険者は1か月ごとに就業障害が継続していることの証明を書面をもって損保ジャパンに通知する必要があります。

就業障害が1か月以上続く場合には、上記①～③の書類をご提出いただくことで1か月ごとに保険金をお支払いすることができます。

◆復職後の所得が減少した場合には、上記④とともに、復職後の確定申告書などをご提出いただき、所得の喪失率を確認します。

なお、定期的に診断書などをご提出いただくことにより、就業障害が継続していることを確認させていただきます。

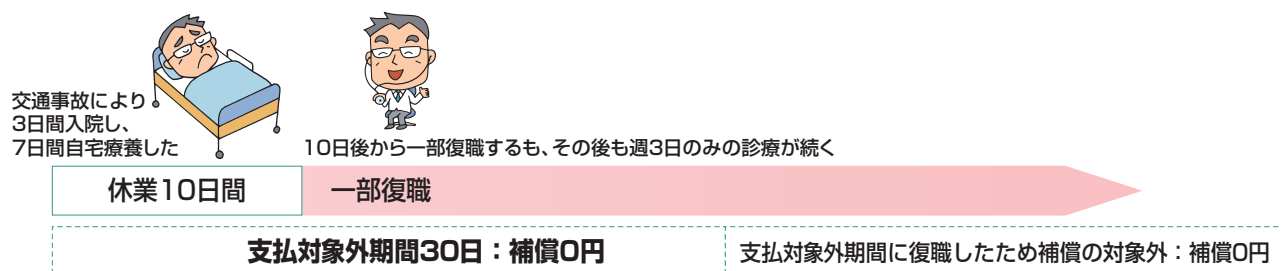
Q ドクター収入サポートが補償の対象外となるのはどんな場合ですか?

A 一例としては、次のケースを原因とする就業障害は対象外です。詳細については、パンフレット巻末の引受保険会社(損保ジャパン)までご照会ください。

- ・妊娠、出産、早産または流産
- ・むちうち症、腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ・支払対象外期間中に一部であっても復職した場合 など

ご注意ください!

下記のようなケースは支払対象外期間中に一部復職しているため、ドクター収入サポートでの補償はされません。



Q 物価調整補償ありとは何ですか？

A お支払いする保険金を、就業障害開始後1年を経過することにより、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン所定の方法で算出・調整してお支払いする特約です。前年度と比較し物価が下落している場合は、物価上昇率ゼロとして計算し、5%を超える上昇率の場合はこれを5%として計算します。

Q 天災危険補償特約とは何ですか？

A 通常、対象外としている地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業障害を補償する特約です。

Q 死亡した場合も保険金を受け取れますか？

A 死亡日以降は保険金お支払いの対象外です。
死亡は、いかなる場合であっても就業障害とはみなされません。

Q 収入よりも保険金額を多く設定していた場合はどうなりますか？

A 保険金額(月額)が平均月間所得額を超えている場合は、超えている部分に関しては、保険金をお支払いできません。保険金額の設定については、P16をご参照ください。

Q 加入するのに医師の診査は必要ですか？

A 医師による健康診断は必要なく、専用の告知書への告知のみでご加入いただけます。
告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

<告知の大切さについてのご説明>

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)で自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

2024年3月1日以前にご加入いただいている方向け

Q 条件付きのご加入となる特定疾病等対象外について教えてください。また、削除することはできるのでしょうか？

A ■「特定疾病等対象外」がついているとー
指定された特定の部位や疾病に関して保険金のお支払対象外となります。

告知によりセットされる場合

ご加入時に告知をしていただきました内容により、「特定の疾病」や「疾病群」に関して指定させていただく場合

保険金のご請求によってセットされる場合

保険金をご請求いただいた疾病名により、「特定の疾病」や「疾病群」に関して指定させていただく場合

保険金請求がなされた場合、保険金請求内容によっては翌年度以降のご継続に対しまして制限(「特定疾病等対象外の条件」をセット)もしくは継続加入をお断りすることがございます。

■「特定疾病等対象外」は削除することも可能です。

詳しくはP16をご参照ください。

Q ドクター収入サポートの保険料は経費にできますか？

A ■ご参考 所得補償保険の税務上の取扱いについて

*実際の税務処理については税理士にご確認ください。(2024年11月現在)

保険加入者 (保険料負担者)	被保険者 (保険の対象者)	保険金受取人	保 険 料	
		基本契約	保険加入者の税務処理	被保険者に対する課税関係
個 人	本 人	本 人	必要経費算入不可 家事関連費であり、業務について 生じた費用には該当しません	介護医療保険料控除の 対象となります ^(注1)
	従業員(全員加入)	従業員	必要経費算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
	従業員(一部従業員のみのみ)	従業員	必要経費算入可(支払給与)	給与課税の対象になります
	従業員(全部・一部とも)	個人事業主	必要経費算入可(支払保険料)	給与課税の対象になりません
法 人	役 員	役 員	役員報酬として損金算入可。 税法上の過大な報酬 ^(注2) に あたる場合の過大な部分は不可	役員の報酬(給与)、賞与と して課税対象となります
	役 員	法 人	損金算入可(支払保険料)	役員報酬・賞与に該当せず、 課税対象になりません
	役員・従業員(全員加入)	役員・従業員	損金算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
	従業員(全員加入)	従業員	損金算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
	従業員(一部従業員のみのみ)	従業員	損金算入可(支払給与)	給与課税の対象になります
	従業員(全部・一部とも)	法 人	損金算入可(支払保険料)	給与課税の対象になりません

※保険金受取人は、被保険者(保険の対象者)の同意印を取り付けて、法人や個人事業主(雇用主)とすることができます。

法人や個人事業主(雇用主)受取とする場合には請求権譲渡の手続きが必要です。お手続き方法は東京医師歯科医師協同組合までお問い合わせください。

(注1) お支払いいただいた保険料のうち医療に関する補償部分については介護医療保険料控除の対象になります。(2024年10月現在)

(注2) 「過大な役員給与の額」は、法人税法施行令第70条で次のように定められています。

① 定款の規定または株主総会等の議決により定められた限度額を超えている場合、その超過額(形式基準)

② 個々の役員の職務内容、法人の収益現況、使用人給料の支払状況および同業種とのつりあい等から、不相応に高いと認められた部分(実質基準)

…などが損金の額に算入されないことになります。

税務調査等でその保険料を含めた報酬が過大と判定された場合、過大な部分の損金計上は不可となります。

なお、一般的には、金額および支給時期がほぼ一定している保険料は定期同額給与とみなされ、損金算入が可能です。

受け取った保険金	保険金の種類	受取人	課税関係
所得補償保険金		被保険者	非課税
		法 人	益金(雑収入)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 東京医師歯科医師協同組合
- 保険期間 : 2025年3月1日午後4時から2026年3月1日午後4時まで
- 申込締切日 : 2025年2月14日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額、対象期間、支払対象外期間等)、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者・被保険者の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : 東京医師歯科医師協同組合の組合員
ご加入者が東京医師歯科医師協同組合の組合員資格を喪失した場合は、この保険のご継続はできません。
- 被保険者 : 東京医師歯科医師協同組合の組合員、組合員が法人である場合には組合員の役員およびそこに勤務する医師または歯科医師(新規・継続ともに、満15歳以上満69歳以下の方が対象となります。ご加入されたご本人のみが保険の対象となります。)
- お支払方法 : 2025年3月より毎月ご指定の口座よりお引落としします。(12回払)
- お手続き方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の東京医師歯科医師協同組合までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入または、WEBにて「申込画面」「告知画面」に必要事項をご入力の上、ご提出・送信いただきます
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただきます。 ※ 告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

保険金をお支払いする事故が起きた場合、お支払いの内容等により、継続加入を制限することがあります。また保険契約者の総合的な判断により継続加入をお断りすることがあります。その場合には、満期日の30日前に書面でご通知します。

- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)午前0時から2026年3月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月の末日(金融機関の休業日の場合には前営業日)にご指定の口座からお引き落としになります。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の東京医師歯科医師協同組合 損保事業部までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額(月額) = 保険金額 × 所得喪失率^(※1) (※1) 所得喪失率 = (就業障害発生前の所得額 - 回復所得額) ÷ 就業障害発生前の所得額 (注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(100万円。ただし、ご加入の保険金月額が150万円の契約であり、かつ他契約からの移行契約(継続契約)である場合で、損保ジャパンが特に認める場合のみ150万円とします。)を限度とします。 (注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 (注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 (注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 保険金をお支払いする期間^(※) = 就業障害である期間 - 支払対象外期間 (※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(70歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。 対象期間が70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 (注5) 対象期間(70歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 (次ページへ続きます。)	次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑨妊娠、出産、早産または流産 ⑩発熱等の他覚的症候のない感染など (注1) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象外です。) (次ページへ続きます。)

	(前ページより続きます。) ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注8)支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注)支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 (注9)上記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。 (注)物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出します。 ・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。 ・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。(A、B、F、G、I、Kプランを除く) (注10)精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。	(前ページより続きます。) 象とはなりません。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。 (注2)医療従事者等特約がセットされた場合、医療従事者等である被保険者が、業務上の事故によりH1V(ヒト免疫不全ウイルス)に感染したことにより生じた就業障害はお支払いの対象となります。ただし、保険期間の開始時より前に陽転化していた感染、ワクチンの投与または予防接種を受けたことにより陽転化した感染については、お支払いの対象とはなりません。 (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
--	--	--

(注)団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※)他社のご契約を含みます。

その他ご注意くださいこと

<ご継続の場合も必ずご確認ください。>

- 保険金額の設定について
保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※1)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- (※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

- 特定疾病等対象外について
・「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
- (注)「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病(注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語	用語の定義
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容または申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 加入依頼書・申込書にご記入または申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項または申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ・告知事項について、事実を記入・入力されなかった場合または事実と異なることを記入・入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに

告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

*次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期

間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業障害(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただいている場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●被保険者をご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

●加入依頼書記載または申込画面入力等の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

・他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
・他の保険契約等がある場合 など

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。

*中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)午前0時に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、下記に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書 など
③	身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、入院通院申告書、診察券(写)、運転免許証(写)、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1)就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。

す。その場合、前記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2)身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込者(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 団体長期障害所得補償保険における保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

〔取扱代理店〕

〔引受保険会社〕

 東京医師歯科医師協同組合

損保事業部
〒101-0029 東京都千代田区神田相生町1番地
秋葉原センタープレイスビル16階
TEL. 03-3256-3317
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)



SOMPO

損害保険ジャパン株式会社

東京法人営業部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
損保ジャパン日本橋ビル3F
TEL. 050-3798-5281 FAX.03-3271-0089
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808（通話料有料）

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sompo.or.jp/>）

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。